



■平成28年度接種対象者

★日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えの影響で日本脳炎予防接種を受けられなかった人(平成7年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの人)は、定期接種として予防接種を受けられます。積極的にお勧めする人は表のとおりです。

日本脳炎予防接種の積極的勧奨の対象者(まだ接種していない人が対象です)

第2期	9歳に達する人および 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ
上記以外の対象者：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、特別対象者です。日本脳炎接種を既定の回数していない人は、20歳までに定期接種として未接種分を接種できます。	

★MR(麻しん・風しん)ワクチン第2期

★二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期

MR(麻しん・風しん)ワクチン第2期	平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの人
二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人

●接種期間：平成29年3月31日まで
対象者にはお知らせと予診票を郵送します。できるだけ早めに接種しましょう。

★成人用肺炎球菌ワクチン

今までこのワクチンを接種したことがない、下記の年齢の人が対象です。対象者には通知しますので、ご確認ください。

65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	70歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生まれ
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ	90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ	100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれ

・60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能などに障害がある人も対象です。詳しくは、お問い合わせください。

予防接種は、病気に対する抵抗力を持った強い体にするために行うものです。予防接種法という法律に基づき、町が実施する接種は「定期接種」とし、法に基づかない接種は「任意接種」といいます。
子どもの定期接種は現在、ヒブ、肺炎球菌、四種三種混合、BCG、不活化ポリオ、MR(麻しん・風しん)、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防の各ワクチンとなっています(※)。法律が改正され、定期接種の種類が変更になることもあります。予防接種の効果や副反応について、十分理解した上で摂取することが大切です。

予診票は、子育て・健診センターで接種履歴を確認の上、お渡ししています。接種間違いを防ぐために、必ず母子手帳をお持ちください。※子宮頸がん予防ワクチンは現在、積極的勧奨を差し控えています。
■予防接種を受ける時の注意
・定期の予防接種は医療機関で実施しています。詳しくは通知などでお知らせします。
・体調が良い時に受けましょう。
・子どもが接種するときは保護者が同伴してください。同伴できない場合は委任状が必要です。
・詳しくは、お問い合わせください。
・母子手帳子どもが接種する場合と住所が分かるものをお持ちください。
・年齢や接種間隔に間違いはありませんか？
もつ一度確認しましょう。

○問い合わせ 役場農業委員会 ☎096(293)6686

農業委員会 Q & A

農業者年金を受けている人が亡くなったときは

Q 農業者年金を受給していた父が急に亡くなりました。手続きはどうすればいいですか？

A 【手続きは農協でできます】

農業者年金を受け取っている人が亡くなった際は、**相続人**は10日以内に「農業者年金受給権者死亡届」を農協に提出 する必要があります。書類は農協の天津中央支所にあります。

必要書類：①除籍謄本(本人の死亡が確認できるもの、一番近い相続人が確認できるもの)
②相続人の通帳
③印かん(通帳のもの)

包括支援センター便り



4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります!



地域包括支援センター
橋本圭司社会福祉士

要支援1・2の人を対象に、これまで「介護予防給付」として提供されてきた全国一律の訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)が、町の事業となり、サービスを充実させることができるようになりました。まず、地域包括支援センターに相談してください。

総合事業 2つの特徴

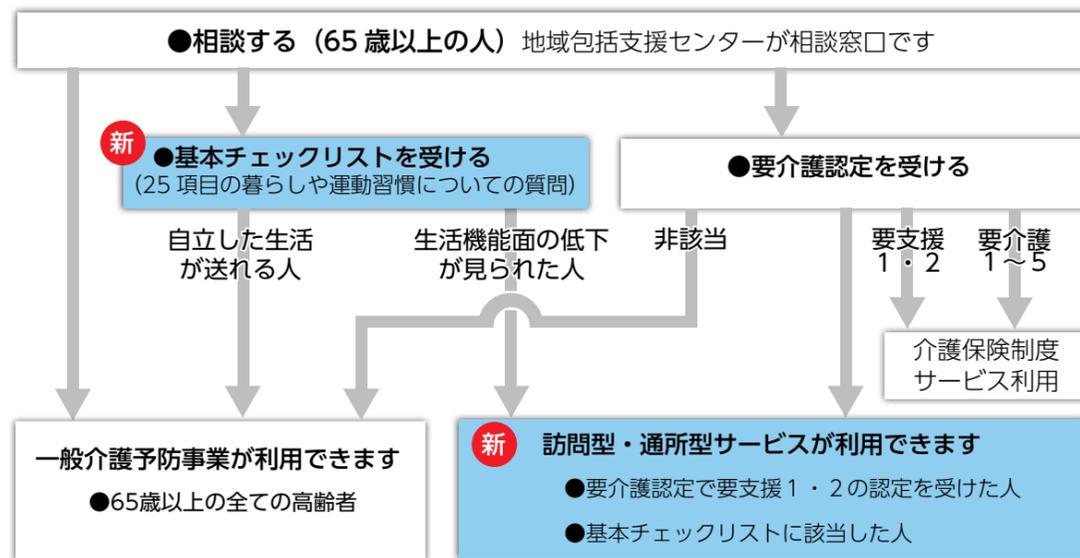
① 要介護認定がなくてもサービスが使えます

- ・基本チェックリスト(25項目の暮らしや運動習慣の質問)により、生活機能の低下がみられるか判断します
- ・判定に要する期間が短くなり、より早くサービスを受けることができます

② 介護予防サービスの一部が町の事業に変わります

- ・要支援1・2の訪問介護と通所介護が町の訪問型サービスと通所型サービスに変わります
- ・通所リハビリや訪問看護などのサービスは変わりません

新総合事業 利用の流れ



ぜひ、気軽に相談してください。職員が対応します。

●問い合わせ 町地域包括支援センター
☎096(292)0770 ☎096(292)0771



地域包括支援センター
鍋島景子主任ケアマネジャー

※5月号からは包括支援センターの事業について紹介します